

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率 (%)	再就職の 役員の数 (人)	公益法人の場合			備 考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
1 大阪労働局第1庁舎外13件電話設備工事 大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館8・9階外 H30.3.5~H30.3.31	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長 渡邊 浩司 大阪市中央区大手前4-1-67	H30.3.5	東亜通信(株) 大阪市西区西本町1-12-7	4120001067601	会計法第29条の3第5項及び予算決算及び会計令第99条第2号	2,382,480	2,098,440	88.1%	—	—	—	—	—
2 阿倍野公共職業安定所ルシアス庁舎レイアウト変更工事 大阪市阿倍野区阿倍野筋1-5-1 あべのルシアス8階 H30.3.7~H30.3.26	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長 渡邊 浩司 大阪市中央区大手前4-1-67	H30.3.7	近鉄不動産(株)ハウジング事業本部ニューイング事業部 大阪市天王寺区上本町6-5-13	6120001101143	別紙1参照	4,722,840	3,477,600	73.6%	—	—	—	—	—
3 大阪東公共職業安定所レイアウト変更工事 大阪市中央区農人橋2-1-38 ビップビル2階 H30.3.7~H30.3.26	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長 渡邊 浩司 大阪市中央区大手前4-1-67	H30.3.7	大和リース(株)大阪本店 大阪市中央区備後町1-5-2	4120001077476	別紙2参照	2,469,960	2,408,400	97.5%	—	—	—	—	—
4 大阪中央労働総合庁舎外3件空調機器修繕外工事 大阪市中央区森ノ宮中央1-15-10外 H30.3.7~H30.3.30	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長 渡邊 浩司 大阪市中央区大手前4-1-67	H30.3.7	(株)トラスト 岸和田市西大路町21-6	7120101047888	会計法第29条の3第5項及び予算決算及び会計令第99条第2号	2,312,280	2,037,960	88.1%	—	—	—	—	—
5 旧布施公共職業安定所庁舎敷地内地中障害物撤去工事 東大阪市長栄寺7-6 H30.3.12~H30.3.30	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長 渡邊 浩司 大阪市中央区大手前4-1-67	H30.3.12	(株)藤井工業 四條畷市雁屋南町18-27	3122001016638	別紙3参照	4,276,281	2,646,000	61.9%	—	—	—	—	連名契約 課負担分: 1,855,168 円 大阪府負担分: 789,831円
6 大阪中央労働基準監督署外3件電気設備改修工事 大阪市中央区森ノ宮中央1-15-10外 H30.3.14~H30.3.30	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長 渡邊 浩司 大阪市中央区大手前4-1-67	H30.3.14	(株)東和総合サービス 大阪市西区新町1-28-3	9120001085532	会計法第29条の3第5項及び予算決算及び会計令第99条第2号	1,765,800	1,439,640	81.5%	—	—	—	—	—

契約件名及び数量	阿倍野公共職業安定所ルシアス庁舎レイアウト変更工事
随意契約によることとした理由	阿倍野公共職業安定所ルシアス庁舎にマザーズコーナーを設置するに伴い、レイアウトを変更する必要がある。 上記工事を施工するにあたり、入居するビルの所有者である株式会社きんえいに申し出たところ、近鉄不動産株式会社ハウジング事業本部を施工業者として指定したことから、会計法第29の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、当該相手方と随意契約を行うこととした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	大阪東公共職業安定所レイアウト変更工事
随意契約によることとした理由	大阪東公共職業安定所にマザーズコーナーを設置するに伴い、レイアウトを変更する必要がある。 上記工事を施工するにあたり、入居するビルの所有者である大和リース株式会社大阪本店に申し出たところ、大和リース株式会社大阪本店を施工業者として指定したことから、会計法第29の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、当該相手方と随意契約を行うこととした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	旧布施公共職業安定所庁舎敷地内地中障害物撤去工事
随意契約によることとした理由	<p>布施公共職業安定所旧庁舎等解体工事の施工中に、地中から本解体工事の仕様には無い障害物が見つかったが、本解体工事の施工を進めるためには当該障害物を撤去する必要がある。</p> <p>なお、当該障害物の撤去と本解体工事は一連のものであり、本解体工事を現に履行中の契約者以外の者に当該障害物の撤去工事を履行させることは不利であると認められることから、本解体工事を履行中の契約者である株式会社藤井工業と契約を締結するものである。よって、会計法第29の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、当該相手方と随意契約を行うこととした。</p>
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	